

農業者戸別所得補償交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 農業者戸別所得補償制度の交付金に関する報告や立入検査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を5年間保管し、地域センター等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した戦略作物（戦略作物助成及び二毛作助成の対象となるもの）について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないことが判明した場合
 - (4) 営農計画書に記載した交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない（捨てづくり）ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (5) 必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - (6) 再生利用加算の受領後、特別な事情がないのに、5年以内に対象農地を再び不作付地に戻した場合